

あ 行

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が発行する環境マネジメントシステム（環境に影響を与える（可能性のある）活動について、継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み）に関する規格です。

アスベスト

アスベストは石綿とも呼ばれており、天然に産出する繊維状の鉱物で、耐熱性・耐薬品性・絶縁性に優れているため、かつては建材や工業製品に幅広く使われていました。しかしながら、アスベストを吸い込むと重大な健康被害が発生することが明らかになり、現在は使用が禁止されています。アスベストのうち、吹付アスベストなどに使用されている廃石綿等は飛散しやすく、危険性が高いため特別管理廃棄物に指定されています。一方、スレート屋根材など、石綿がセメント等で固定されている建材が廃棄物化したものは石綿含有廃棄物として、通常の一般廃棄物、または産業廃棄物の扱いになります。

あわせ処理

市町村の所有する一般廃棄物処理施設において処理することが可能な産業廃棄物を、一般廃棄物と一緒に処理することです。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、さらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」と、商店・オフィス・レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」に分類されます。さらに、「生活系ごみ」は缶、ペットボトルなどの資源物として回収される「資源ごみ」と、燃えるごみなどの廃棄物として排出される「家庭系ごみ」に分類されます。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した、環境省が普及を進めている事業者向けの簡易な環境活動評価プログラムです。

幅広い事業者に対して「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ためのガイドラインとなっています。

エコショップ

環境にやさしい商品の販売、ごみの減量・リサイクルの推進など環境に配慮した取組を積極的に行っている店舗等のことで、エコショップ制度として、都道府県や市町村が独自の認定基準を用いて認定・登録し、ホームページ等を通して公表されています。

NPO (Non Profit Organization)

NPOは、Non Profit Organization の略称で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域振興など様々な分野で活動する団体が含まれます。

エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことを指します。例えば、有機栽培など環境への負荷が少ない形で生産された農産物を選択することや、環境への負荷が大きい使い捨て商品を選択しないことなどが、エシカル消費に相当します。

沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄県下水道等整備構想)

県と市町村が連携して処理区域、整備手法及び整備スケジュールの設定を行い、各種污水处理施設の整備を計画的、効率的に進めるための指針です。平成 10 (1998) 年度に策定され、社会情勢等の変化に応じて平成 18 (2006) 年度と平成 22 (2010) 年度、平成 28 (2016) 年度、令和 4 (2022) 年度にそれぞれ見直しを実施しています。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことをいいます。水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが温室効果ガスに該当します。

か 行

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所・洗濯・風呂等からの雑排水を併せて処理することができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備等と並んで合併処理浄化槽の普及が求められています。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」であり、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の使用済み家電 4 品目の引取り・引渡しを小売業者に、回収・再商品化を製造者に義務付け、その費用を消費者などの排出者が負担することを規定した法律で、平成 10（1998）年に成立し平成 13（2001）年 4 月から施行されています。使用済みの家電 1 台ごとに家電リサイクル券が付けられ、消費者からの引き取りから製造者に引き渡すまでの荷動きを管理します。

環境会計

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的に把握（測定）し、分析・公表するための仕組みのことです。

環境保全率先実行計画

県庁の全機関が率先して環境に配慮した事務事業を遂行し環境負荷の低減を図ることを目的として、平成 11（1999）年 5 月に策定した計画です。令和 3（2021）年 3 月に策定された第 5 期計画をさらに令和 6（2024）年度に一部改定したものが最新の計画であり、温室効果ガスの削減目標に加え、廃棄物や環境配慮型製品の購入等に係る目標を掲げ、環境に配慮した事務事業を遂行しています。

感染性廃棄物（参考：廃棄物処理法施行令別表第 1）

医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、または感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。

特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することが求められています。

気候非常事態宣言

沖縄県では、世界的な課題である気候変動に対して、県全体で現状認識と将来の気候変動をめぐる現状とその認識を共有し、行政・県民・事業者が一丸となって気候変動対策に取り組んでいくことを決意し、令和 3（2021）年 3 月に玉城知事が記者会見で「沖縄県気候非常事態宣言」を行いました。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

経済的手法

環境負荷を生じさせる経済活動に対して、市場を通じて何らかの経済的誘導策を与えることにより、環境負荷が少なくなるようにする手法で、税・課徴金、デポジット制度、ごみ処理手数料の有料化などが該当します。

建設リサイクル法

正式名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のことであり、特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた対象建設工事（建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付け、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るための法律です。

小型家電リサイクル法

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」であり、使用済小型電子機器（デジタルカメラ、ゲーム機等）の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とし、平成 25（2013）年 4 月 1 日から施行されています。市町村、事業者等関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫し、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度となっています。

さ 行

サーキュラーパートナーズ

経済産業省が令和 5（2023）年 3 月に策定した「成長志向型の資源自律経済戦略」に基づき、サーキュラーエコノミーの実現を目指し、産官学の連携を促進するためのパートナーシップとして設立されたものです。サーキュラーエコノミーの実現は個々の企業だけでは難しいため、ライフサイクル全体の関係者の連携と取組の拡張が必要であり、サーキュラーパートナーズはその一環となります。令和 8（2026）年 1 月時点で、参画会員は合計で 806 団体となっています。

サーマルリサイクル（熱回収）

廃棄物を焼却する際に発生した熱を発電等のエネルギー源として利用することをいいます。循環型社会形成推進基本法では、原則として、リユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクル（熱回収）に優先することとされています。

災害廃棄物

地震や洪水などによって、家屋等の建築物が倒壊したり、焼失・水没するなどして発生した家具類、家電製品、がれき類、家屋自体の解体廃棄物などを指します。

再資源化事業等高度化法

正式名称は「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」であり、国内の資源循環を質・量の両面で高度化し、産業競争力の強化と温室効果ガス削減を目指すことを目的とし、令和7（2025）年11月21日から全面施行されています。再資源化の高度化を図る事業者の認定制度を通して国内の資源循環産業の発展を目指しており、国は、事業形態の高度化、分離・回収技術の高度化、再資源化工程の高度化の3つの類型で事業計画の認定を行います。認定を受けた事業計画に基づいて行う廃棄物の収集・運搬又は中間処分の業等について廃棄物処理法上の許可が不要となる特例を認めるなどの制度が定められています。

最終処分

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立が原則とされています。

最終処分を行う施設が最終処分場であり、有機物や有害物質が付着しておらず性質・状態が安定している安定型産業廃棄物（ガラスくず、がれき類等）のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。具体的には 廃棄物となってしまう製品を循環資源としてそのまま、若しくは修理などを施して使用する「製品リユース」、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理などを施して再度使用する「部品リユース」などがあります。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用することです。例えば、瓶を砕いてカレットにした上で再度瓶を製造すること（マテリアルリサイクル）などが再生利用（リサイクル）に当たります。

サステナブルツーリズム(持続可能な観光)

観光地の本来の姿を持続的に保つことができるように、観光地の開発やサービスのあり方を見定め旅行の設定を行うこと。平成7（1995）年に「観光産業のためのアジェンダ21」に基づき、入境する人数の制限、電気自動車の利用による排ガス規制、必要な搭乗客にだけに出す機内サービスなど、多くの分野で様々な取組が始まっています。

3 R + Renewable

リデュース、リユース、リサイクルの3つの頭文字をとったものが3 Rで、廃棄物を減らすための取組として重要なものです。これに加え、近年では再生可能な資源を利用する「Renewable」という考え方も重要になってきています。

Reduce(リデュース)：廃棄物の量を減らす。

Reuse(リユース)：不要になったものを工夫して再度使う。

Recycle(リサイクル)：再生できるものは資源として再生利用する。

Renewable(リニューアブル)：再生可能な資源に替える。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」であり、限りある資源を有効活用し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、製品の再使用（リユース）、再生資源としての利用（リサイクル）を総合的に推進することを目的とし、再生資源の利用の促進に関する法律が大幅改正されたもので、平成13（2001）年4月1日から施行されています。大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから循環型経済システムへの移行を目指し、製造事業者に対しての再生資源の利用義務化、環境配慮設計の認定制度、認定を受けた自主回収・再資源化事業計画に基づく活動に対し、廃棄物処理法上の許可が不要となる特例を認めるなどの制度が定められています。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 12 (2000) 年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標 (D G s) が平成 27 (2015) 年で終了することを受け、国連が向こう 15 年間 (令和 12 (2030) 年まで) の新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。

自動車リサイクル法

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルや適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律です。リサイクル・適正処分の対象となるのは、エアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト (車体を粉砕した後に残る破砕くず)、エアバッグの 3 種類です。リサイクル費用は自動車の所有者が負担し、費用は新車の購入時に支払います。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物の発生抑制、適正利用及び適正処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本方針を定めた法律で、廃棄物処理の優先順位を発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順と定めています。

集団回収

市民団体による資源ごみの収集で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているものをいいます。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」で、食品循環資源の発生抑制、減量化、再生利用を促進することを目的としています。令和 11 (2029) 年度までの再生利用等実施率の目標は「業種全体で食品製造業は 95%、食品卸売業は 75%、食品小売業は 65%、外食産業は 50%」とされています。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律で、令和元(2019)年10月1日に施行されました。

食品ロス(家庭における食品ロスの定義)

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことで、次のとおり分類されます。

食べ残し

料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残して廃棄したもの。

直接廃棄

賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの。

過剰除去

調理時にだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分。

生活排水

し尿と、日常生活に伴う台所・洗濯・風呂等からの排水の総称です。なお、生活排水のうち、し尿を除くものを生活雑排水といいます。

生分解性マルチ

生分解性マルチフィルムという農業等に使用する被覆材で、天然素材または化学合成素材をシート状に加工したものです。従来のマルチフィルムとは異なり、廃棄物とならずに自然界で分解される点が大きな特徴です。

粗大ごみ処理施設

収集または持ち込まれた自転車、家具等のごみから金属類等の資源を回収する施設のことで、近年は地域住民を啓発する機能を付加したりサイクルセンターの導入が多くなっています。

た 行

ダイオキシン類

ダイオキシンとは、「ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)」の通称であり、これに「ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)」を加えてダイオキシン類といいます。なお、平成11(1999)年7月16日に公布された廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉などの排出ガスや排水などに

含まれるダイオキシン類を規制した「ダイオキシン類対策特別措置法」において、PCDD及びPCDFに「コプラナー - ポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)」を含めて「ダイオキシン類」と定義されました。通常は無色の固体で、水に極めて溶けにくく、また、化学的にも安定な物質です。

TEQ (Toxicity Equivalency Quantity)

TEQは、Toxicity Equivalency Quantity の略称で、毒性等量ともいいます。毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位です。ダイオキシンは、塩素の数及び位置が異なる異性体の混合物として環境中に存在し、毒性の強さは異性体によって異なるため、ダイオキシン異性体の量を単純に合計しても、その数値で毒性影響を評価することはできません。そこで、ダイオキシンでは、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数(TEF)を乗じた値の総和として表わすのが一般的となっています。このように異性体の量当たりの毒性が等価になるように換算された値は、その数量から毒性影響を評価することが可能です。このようにして換算された数値には、重さの単位にTEQを付けて単純な物理量ではないことを明示することになっています。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のことです。生活雑排水が未処理で放流されるため、河川などの水質悪化を招きやすい浄化槽です。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することをいいます。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

は 行

廃棄物

占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいいます。発生形態や性状等の違いから、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制等が定められています。

排出量

一般廃棄物

収集量と直接搬入量、集団回収量を合計したものであり、市町村において正確に量が把握できごみ量の合計をいいます。

排出量 = 収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量 (t/年)

1人1日あたり排出量は、排出量 (t/年) を総人口及び年間日数(365日又は366日)で割ったもので、県民1人が1日に排出するごみの量をいいます。

1人1日あたり排出量 = 排出量 ÷ (総人口 × 365日又は366日) × 10⁶ (g/人・日)

産業廃棄物

産業廃棄物の発生量は、事業活動に伴い生じた不要物であって、産業廃棄物量及び有償物量を合計した量をいいます。有償物量とは中間処理されることなく、他者に有償で売却した量のこと、法令上は廃棄物に該当しないものをいいます。排出量は、発生量から有償物量を除いた量となります。

排出量 = 発生量 - 有償物量

ばいじん

燃焼によって生じるすすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいいます。

発生抑制(リデュース)

必要のないものは買わない、使い捨てのものなどごみになりそうなものは利用しないこと等により、ごみの量を「減らす」ことです。

コンビニエンスストアでレジ袋や不要な割りばしを断るといった行為等です。

分別収集計画

容器包装リサイクル法を受け、市町村や県が3年ごとに策定する分別収集に関する計画をいいます。

プラスチック資源循環法

正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、プラスチックという素材に焦点をあて、プラスチック製品の設計・製造から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体を通じたプラスチック資源循環（3R + Renewable（再生可能資源への代替））の促進を図ることを目的とした法律。令和4（2022）年4月に施行されました。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

PCBは、熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れているとして、かつて有用な物質として生産・使用されてきました。一方、毒性が強く、昭和43（1968）年のカネミ油症事件等をきっかけにその環境汚染の実態が明らかになり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48（1973）年法律第117号）によって製造、輸入等が事実上禁止されました。その処理体制は長らく停滞していましたが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13（2001）年法律第65号）の制定、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の活用による処理施設の整備等により全廃に向け処理が行われています。

ま 行

マニフェスト制度

排出事業者が産業廃棄物の収集運搬又は処分等を他人に委託する際、処理業者に対して廃棄物の種類、数量、形状等を記載した管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物処理の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことです。マニフェスト制度には、紙による複写式の伝票と、インターネットを活用した電子マニフェストがあります。

や 行

溶融スラグ

ごみの焼却残さ等を高温で加熱溶融し、冷却固化したものです。溶融スラグ化するとダイオキシン類のような化学物質は分解され、重金属は溶融スラグのガラス質と一体化して外には出ないようになります。このような安全化を図って、JISの規格に適合した溶融スラグは路盤材やコンクリート骨素材等として再利用されます。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物の容積の約6割を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクルを積極的に進めるため、平成7（1995）年6月に制定され、平成9（1997）年4月から施行されています。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するというそれぞれの役割分担が示されています。

ライフサイクル

ライフサイクルとは、ある物や仕組み・プロセスが誕生してから終わるまでの一連の段階を意味していますが、本編で使用している「ライフサイクル」は、特に製品を製造するための資源投入から、製品が使用された後廃棄されるまでの一連の流れを意味しています。ライフサイクルが長い製品はすぐに廃棄されることはなく長く使用されるため、このような製品を使うことは廃棄物の削減にも貢献できます。

Renewable(リニューアブル)

「Renewable」とは、「再生可能な」という意味です。行動としては、再生不可能な資源から再生可能な資源に替えることを指しています。例えば、プラスチック製の文具を「バイオマスプラスチック」製に替えることが「Renewable」の取組の一つです。プラスチックは石油を原料として製造されており、一度採掘して使用した石油を再生することはできません。一方、バイオマスプラスチックは植物などを原料としています。植物は原料として使用しても、再び生産することができるので、再生可能な資源と言えます。